

# 小児慢性特定疾病医療費助成制度と静岡県・市町のサービス

## 小児慢性特定疾病医療費助成制度

### 1 制度の概要

小児慢性疾病のうち、小児がんなど特定の疾病については、その治療が長期間にわたり、医療費負担も高額となることから、児童の健全育成と家庭の負担軽減を図るため、**医療費の自己負担分の一部が助成されます。**

小児慢性特定疾病にかかっている、厚生労働大臣が定める疾病の程度である18歳未満(継続は20歳未満)の児童等が対象です。

※対象疾患は「小児慢性特定疾病情報センター」のHPを御覧ください。また、必要な書類は静岡県のHPからダウンロードできます。

小児慢性特定疾病情報センター:



静岡県:



### 2 自己負担額について

#### ○算定方法

自己負担割合	2割
自己負担上限月額	医療保険における「世帯」の市町村民税の課税額に応じて算定 ※入院、外来の区別なし ※薬局、訪問看護ステーションについても、自己負担上限額の範囲内で負担 (保険証や世帯の変更により自己負担上限月額が変わることがあります)
入院時の食費	自己負担2分の1
同一世帯に複数対象者がいる場合	世帯内の対象患者の人数で負担限度額を按分

○更新する場合は、所定の申請手続が必要です。(保健所から更新案内があります)

○保険証や住所の変更があった場合には、受給者証の記載変更の変更手続が必要です。

### 3 医療機関の窓口等で、医療費助成の適用を受けなかった場合について(償還払い)

受給者証がお手元に届くまでの間に受診するなど、医療機関の窓口等で医療費助成の適用を受けずに支払った医療費助成分については、保健所の窓口申請すると払戻し(償還払い)が受けられます。詳細は管轄の保健所にお問い合わせください。

※市町で実施している「こども医療費助成」の受給者は、上記の医療費助成分を除いた自己負担分について、市町の窓口申請すると助成が受けられます。詳細は、お住まいの市町にお問い合わせください。

## 難病医療費助成制度(指定難病及び特定疾患等)

### 20歳以降の制度

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象であった方が年齢要件から外れた後、難病医療費助成制度を利用できる場合があります。難病医療費助成制度に年齢制限はありません。小児慢性特定疾病医療費助成制度と同様、自己負担上限額があります。

詳しくは難病情報センターのHPを御確認ください。

静岡県:



難病情報センター:



18歳(人によっては20歳)以降は難病医療費助成制度に変更する事があります。担当が替わりますので、下記までお問い合わせください。

担 当: 西部保健所 地域医療課  
電話番号: 0538-37-2550



## 医療的ケア児就学支援事業(就学支援関係)



区分	県立学校医療的ケア児就学支援事業	難病患者介護家族リフレッシュ事業
実施主体	県(県教育委員会)	市町(県が一部助成)
対象者	県立学校 ・通学時の支援 ・在校時の支援	県内特別支援学校(小・中学部) ・在宅時の支援 県内全小中学校(政令市含む) ・通学時、在宅時の支援
費用負担	なし 訪問看護師利用料は県負担 車両代は就学奨励費対応	1割
回数制限	なし ※訪問看護事業所の事情による	80日
利用条件	※利用時は学校に御相談ください。 <通学時の支援> 登下校時に医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車できないものうち、保護者の付添いが困難なもの。 <在校時の支援> 人工呼吸器管理等、学校看護師では対応が困難な医療的ケアのあるもの。	各市町にお問い合わせ下さい。

## 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

療育相談	日常生活での相談や、福祉制度の紹介等、御相談に対応します。
患者・家族交流会	交流会を保健所で実施しています。
講演会(当事者向け・支援者向け)	支援者や患者家族に向けての講演会を保健所で実施しています。

詳しくは、管轄の保健所に御確認ください。

## 静岡県医療的ケア児等支援センター

在宅の医療的ケア児等とその御家族が、身近な地域で安心して暮らせるように、専門の相談員が医療・福祉・保健・教育等の関係機関と連携し、医療的ケアに関する様々な御相談に対応いたします。

相談受付: 平日、午前10時~午後4時

電話番号: 054-204-1380

ファクス: 054-204-1385 メール: [shizuoka-ikea@bz04.plala.or.jp](mailto:shizuoka-ikea@bz04.plala.or.jp)



## 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

### 1 給付対象者

小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受けている児童等で対象になる方は日常生活用具の給付が受けられます。ただし、他の制度の日常生活用具給付対象になる方を除きます。用具の給付に際し、住民税の納付金額に応じて一部負担金を徴収します。

### 2 給付種目などの詳細は、小児慢性特定疾病情報センターで御確認ください。



小児慢性特定疾病情報センター:

## 各自治体の社会保障制度

### 【乳幼児・子ども医療費助成】

静岡県に住んでいるすべての0歳から高校3年生までの子どもが、医療機関で子ども医療費受給者証を提示することにより、入院の場合は1日あたり500円、通院の場合は1回につき500円の自己負担で医療を受けることができます。市町によっては、独自の助成制度により、自己負担なしで医療費の助成を受けることができます。

### 【各種手帳・手当】

#### ◆以下の制度は、各市町で申請できます。

- ◆身体障害者手帳
- ◆精神障害者保健福祉手帳
- ◆療育手帳
- ◆特別児童扶養手当※所得による制限あり
- ◆重度障害者(児)医療費助成制度※対象年齢、所得制限など自治体により異なる
- ◆障害児福祉手当 ※所得による制限あり



### 【問い合わせ先】

磐田市 福祉課 障害福祉グループ 電話:0538-37-4919	袋井市 しあわせ推進課障がい者福祉係 電話:0538-44-3114
掛川市 福祉課障がい福祉室障がい福祉係 電話:0537-21-1139	御前崎市 福祉課 電話:0537-85-1121
菊川市 福祉課障がい者福祉係 電話:0537-37-1252	湖西市 地域福祉課障害福祉係 電話:053-576-4532
森町 福祉課地域福祉係 電話:0538-85-1800	

## 療育

障害のある子や、その可能性のある子に対し、個々の発達の状態や障害特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指した支援を行います。

磐田市 こども未来課 電話:0538-37-2761	袋井市 育ちの森 子育て支援室 電話:0538-45-0601 しあわせ推進課障がい者福祉係 電話:0538-44-3114 保健予防課おやこ健康係 電話:0538-42-7340
掛川市 健康医療課 電話:0537-23-8111 福祉課 電話:0537-21-1139	御前崎市 こども未来課 電話:0537-85-6666
菊川市 子育て応援課 電話:0537-37-1137	湖西市 こども未来課 電話:053-576-4919
森町 健康こども課 電話:0538-86-6330	

## 災害時の備え

災害時の備えはしてありますか。災害時に医療的ケアや内服薬が必要な方は、事前の準備や余分に用意しておくなどの対策が必要です。詳しくは**防災のチラシ**を御覧ください。



## 患者・家族会

■全国心臓病の子どもを守る会 静岡県支部



■公益財団法人 がんの子どもを守る会(全国)

■公益財団法人 がんの子どもを守る会 静岡支部  
(HPではなくFacebookに移動します)



■認定 NPO 法人難病の子ども支援全国ネットワーク



★お問い合わせ★  
静岡県西部保健所  
(静岡県西部健康福祉センター)  
電話番号:0538-37-2254

